

第1期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(事業報告)

当社の新株予約権等に関する事項

(連結計算書類)

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

(計算書類)

株主資本等変動計算書

個別注記表

株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ

平成28年4月1日から

平成29年3月31日まで

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定にもとづき、当社ウェブサイト
(<http://www.concordia-fg.jp/shareholder/stock/meeting/index.html>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

当社の新株予約権等に関する事項

1. 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の内容の概要	新株予約権を有する者の人数
取締役	名称：第4回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：88（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式8,800（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成53年7月6日	1（人）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権の内容の概要	新株予約権を有する者の人数
取締役	名称：第5回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：198（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式19,800（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成54年7月5日	2（人）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権の内容の概要	新株予約権を有する者の人数
取締役	名称：第6回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：130（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式13,000（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成55年7月4日	2（人）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権の内容の概要	新株予約権を有する者の人数
取締役	名称：第7回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：125（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式12,500（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成56年7月4日	2（人）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権の内容の概要	新株予約権を有する者の人数
取締役	名称：第8回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：111（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式11,100（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成57年7月6日	2（人）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権の内容の概要	新株予約権を有する者の人数
取締役	名称：第9回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：669（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式36,192.9（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成54年9月11日	1（人）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権の内容の概要	新株予約権を有する者の人数
取締役	名称：第10回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：544（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式29,430.4（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成55年8月13日	1（人）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権の内容の概要	新株予約権を有する者の人数
取締役	名称：第11回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：428（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式23,154.8（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成56年8月12日	1（人）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権の内容の概要	新株予約権を有する者の人数
取締役	名称：第12回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：178（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式9,629.8（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成57年8月11日	1（人）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権の内容の概要	新株予約権を有する者の人数
取締役	名称：第13回新株予約権 発行決議の日：平成28年6月30日開催取締役会 新株予約権の数：685（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式68,500（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年7月16日～平成58年7月15日	4（人）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）平成27年12月21日開催の株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行臨時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されております。

①「発行決議の日」欄に記載されている日付は、株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行の株主総会で決議された日を記載しております。

②「権利行使期間」欄の始期は、当社設立日であります。

2. 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	—	—
使用人	—	—
子会社及び子法人等の会社役員及び使用人	名称：第1回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：82（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式8,200（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成50年7月9日	1（人）

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 交付した者の人 数
執行役員	—	—
使用人	—	—
子会社及び子法人 等の会社役員及び 使用人	名称：第2回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：123（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式12,300（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成51年7月8日	1（人）

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 交付した者の人 数
執行役員	—	—
使用人	—	—
子会社及び子法人 等の会社役員及び 使用人	名称：第3回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：740（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式74,000（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成52年7月7日	4（人）

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 交付した者の人 数
執行役員	—	—
使用人	—	—
子会社及び子法人 等の会社役員及び 使用人	名称：第4回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：403（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式40,300（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成53年7月6日	5（人）

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 交付した者の人 数
執行役員	—	—
使用人	—	—
子会社及び子法人 等の会社役員及び 使用人	名称：第5回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：658（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式65,800（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成54年7月5日	7（人）

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 交付した者の人 数
執行役員	名称：第6回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：72（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式7,200（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成55年7月4日	1（人）
使用人	—	—
子会社及び子法人 等の会社役員及び 使用人	名称：第6回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：665（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式66,500（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成55年7月4日	10（人）

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 交付した者の人 数
執行役員	名称：第7回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：51（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式5,100（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成56年7月4日	1（人）
使用人	—	—
子会社及び子法人 等の会社役員及び 使用人	名称：第7回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：867（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式86,700（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成56年7月4日	15（人）

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 交付した者の人 数
執行役員	名称：第8回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：79（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式7,900（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成57年7月6日	2（人）
使用人	—	—
子会社及び子法人 等の会社役員及び 使用人	名称：第8回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：667（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式66,700（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成57年7月6日	16（人）

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 交付した者の人 数
執行役員	—	—
使用人	—	—
子会社及び子法人 等の会社役員及び 使用人	名称：第9回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：2,795（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式151,209.5（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成54年9月11日	7（人）

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 交付した者の人 数
執行役員	—	—
使用人	—	—
子会社及び子法人 等の会社役員及び 使用人	名称：第10回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：2,312（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式125,079.2（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成55年8月13日	7（人）

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 交付した者の人 数
執行役員	—	—
使用人	—	—
子会社及び子法人 等の会社役員及び 使用人	名称：第11回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：1,857（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式100,463.7（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成56年8月12日	7（人）

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 交付した者の人 数
執行役員	—	—
使用人	—	—
子会社及び子法人 等の会社役員及び 使用人	名称：第12回新株予約権 発行決議の日：平成27年12月21日開催臨時株主総会（注） 新株予約権の数：883（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式47,770.3（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年4月1日～平成57年8月11日	7（人）

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を 交付した者の人 数
執行役員	名称：第13回新株予約権 発行決議の日：平成28年6月30日開催取締役会 新株予約権の数：260（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式26,000（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年7月16日～平成58年7月15日	3（人）
使用人	—	—
子会社及び子法人 等の会社役員及び 使用人	名称：第13回新株予約権 発行決議の日：平成28年6月30日開催取締役会 新株予約権の数：1,867（個） 新株予約権の目的となる株式の数：普通株式186,700（株） 権利行使時の払込金額：1（円） 権利行使期間：平成28年7月16日～平成58年7月15日	21（人）

(注) 平成27年12月21日開催の株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行臨時株主総会において、当社を親会社として設立する株式移転が承認され、当該株式移転により、当社設立前に株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行が発行した新株予約権に代わり、当社新株予約権が交付されております。

- ① 「発行決議の日」欄に記載されている日付は、株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行の株主総会で決議された日を記載しております。
- ② 「権利行使期間」欄の始期は、当社設立日であります。

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	215,628	177,244	488,988	△34,009	847,851
当期変動額					
株式移転による変動	△65,628	115,303			49,674
新株の発行	78	78			157
剰余金の配当			△20,589		△20,589
親会社株主に帰属する当期純利益			126,656		126,656
自己株式の取得				△12,509	△12,509
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式の消却		△6,567	△34,011	40,578	-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		53			53
土地再評価差額金の取崩			△143		△143
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△65,550	108,868	71,912	28,070	143,300
当期末残高	150,078	286,112	560,900	△5,939	991,152

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	84,335	37	36,928	△5,668	115,633	267	45,050	1,008,803
当期変動額								
株式移転による変動								49,674
新株の発行								157
剰余金の配当								△20,589
親会社株主に帰属する当期純利益								126,656
自己株式の取得								△12,509
自己株式の処分								0
自己株式の消却								-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								53
土地再評価差額金の取崩								△143
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,247	△116	143	2,908	1,688	156	△40,245	△38,400
当期変動額合計	△1,247	△116	143	2,908	1,688	156	△40,245	104,900
当期末残高	83,088	△78	37,071	△2,759	117,322	423	4,804	1,113,703

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 15社

主要な会社名

株式会社横浜銀行

株式会社東日本銀行

なお、当社の設立にともない、株式会社横浜銀行及び株式会社東日本銀行が完全子会社となったことから、両行並びにその連結される子会社及び子法人等について、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。また、従来、株式会社横浜銀行の連結される子会社であったスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社は、保有株式売却にともない関連法人等となったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外し持分法適用の関連法人等としており、従来、株式会社横浜銀行の連結される子会社であったYokohama Preferred Capital Cayman Limitedは、平成29年2月23日に清算終了し、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等 2社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 1社

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

なお、従来、株式会社横浜銀行の連結される子会社であったスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社は、保有株式売却にともない関連法人等となったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外し持分法適用の関連法人等としております。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等 2社

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. のれんの償却に関する事項

5年間の定額法により償却を行っております。

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	2年～60年
その他	2年～20年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費及び創立費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 貸倒引当金の計上基準

主要な連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。また、上記以外の債務者であっても、従来よりキャッシュ・フロー見積法により計上しており、経営改善計画等の期間内にある債務者に係る債権については、引き続きキャッシュ・フロー見積法により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は39,279百万円であります。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. システム解約損失引当金の計上基準

システム解約損失引当金は、株式会社東日本銀行の現行の基幹系システムから株式会社横浜銀行の基幹系システムである共同利用システム「MEJAR」への移行（平成30年度中を目標）に伴い、将来発生が見込まれる株式会社東日本銀行の現行の基幹系システムに関するアウトソーシングサービス契約の中途解約に係る損失見込額を計上しております。

11. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認める額を計上しております。

12. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、国内の連結される子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

13. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年から15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

14. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

15. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

16. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結される子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段

とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

17. 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

当社の連結される子会社及び子法人等は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用していましたが、当連結会計年度より主として定額法に変更しております。

当社グループは、本年度から始まる中期経営計画において、事務機器等の設備投資を予定しております。これらの設備や既存の設備は長期安定的に使用されるため、中期経営計画を機に、資産の使用実態に即し耐用年数にわたり均等償却により原価配分をおこなう定額法に変更いたしました。

この変更により、従来の方法によった場合と比べて、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,947百万円増加しております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,980百万円、延滞債権額は170,577百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は3,283百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,286百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は194,127百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、46,254百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	12,593百万円
有価証券	1,241,087百万円
貸出金	160,821百万円
その他資産	828百万円

担保資産に対応する債務

預金	73,681百万円
債券貸借取引受入担保金	96,905百万円
借入金	868,454百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 91,058百万円及びその他資産 14,414百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金 1,653百万円、金融商品等差入担保金 19,710百万円及び保証金 9,210百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,127,662百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,432,073百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、株式会社横浜銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 38,732百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 171,505百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 82,764百万円

11. 社債は劣後特約付社債であります。

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は71,029百万円であります。

13. ストック・オプション等関係

(1) ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 102百万円

(2) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション (注) 1	第2回ストック・オプション (注) 1	第3回ストック・オプション (注) 1
付与対象者の区分及び人数	株式会社横浜銀行の取締役：1	株式会社横浜銀行の取締役：1	株式会社横浜銀行の取締役：3 株式会社横浜銀行の執行役員：1
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 3	普通株式 8,200株	普通株式 12,300株	普通株式 74,000株
付与日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日
権利確定条件	定めなし	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左
権利行使期間	平成28年4月1日から 平成50年7月9日まで	平成28年4月1日から 平成51年7月8日まで	平成28年4月1日から 平成52年7月7日まで

	第4回ストック・オプション (注) 1	第5回ストック・オプション (注) 1	第6回ストック・オプション (注) 1
付与対象者の区分及び人数	株式会社横浜銀行の取締役：6 株式会社横浜銀行の執行役員：1	株式会社横浜銀行の取締役：7 株式会社横浜銀行の執行役員：3	株式会社横浜銀行の取締役：7 株式会社横浜銀行の執行役員：7
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 3	普通株式 70,800株	普通株式 109,500株	普通株式 102,700株
付与日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日
権利確定条件	定めなし	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左
権利行使期間	平成28年4月1日から 平成53年7月6日まで	平成28年4月1日から 平成54年7月5日まで	平成28年4月1日から 平成55年7月4日まで

	第7回ストック・オプション (注) 1	第8回ストック・オプション (注) 1	第9回ストック・オプション (注) 2
付与対象者の区分及び人数	株式会社横浜銀行の取締役：7 株式会社横浜銀行の執行役員：12	株式会社横浜銀行の取締役：7 株式会社横浜銀行の執行役員：14	株式会社東日本銀行の取締役：8
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 3	普通株式 118,500株	普通株式 96,800株	普通株式 187,402.4株
付与日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日
権利確定条件	定めなし	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左
権利行使期間	平成28年4月1日から 平成56年7月4日まで	平成28年4月1日から 平成57年7月6日まで	平成28年4月1日から 平成54年9月11日まで

	第10回ストック・オプション (注) 2	第11回ストック・オプション (注) 2	第12回ストック・オプション (注) 2
付与対象者の区分及び人数	株式会社東日本銀行の取締役：8	株式会社東日本銀行の取締役：8	株式会社東日本銀行の取締役：8
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 3	普通株式 154,509.6株	普通株式 123,618.5株	普通株式 58,536.2株
付与日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日
権利確定条件	定めなし	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左
権利行使期間	平成28年4月1日から 平成55年8月13日まで	平成28年4月1日から 平成56年8月12日まで	平成28年4月1日から 平成57年8月11日まで

	第13回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役および執行役員：7 株式会社横浜銀行の取締役および執行役員：19 株式会社東日本銀行の取締役：6
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)3	普通株式 281,200株
付与日	平成28年7月15日
権利確定条件	定めなし
対象勤務期間	定めなし
権利行使期間	平成28年7月16日から 平成58年7月15日まで

- (注) 1. 株式会社横浜銀行が付与していたストック・オプションに代えて、当社設立日である平成28年4月1日に当社が付与したものであります。
2. 株式会社東日本銀行が付与していたストック・オプションに代えて、当社設立日である平成28年4月1日に当社が付与したものであります。
3. 株式数に換算して記載しております。

(3) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 ストック・ オプション	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第5回 ストック・ オプション	第6回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション	第8回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)								
当連結会計年度期首	—	—	—	—	—	—	—	21,000
付与	—	—	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	21,000
未確定残	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後 (株)								
当連結会計年度期首	8,200	12,300	74,000	70,800	109,500	102,700	118,500	75,800
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	21,000
権利行使	—	—	37,800	36,900	52,200	43,000	43,200	29,800
失効	—	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	8,200	12,300	36,200	33,900	57,300	59,700	75,300	67,000

	第9回 ストック・ オプション	第10回 ストック・ オプション	第11回 ストック・ オプション	第12回 ストック・ オプション	第13回 ストック・ オプション
権利確定前 (株)					
当連結会計年度期首	—	—	—	14,444.7	—
付与	—	—	—	—	281,200
失効	—	—	—	—	7,700
権利確定	—	—	—	14,444.7	212,000
未確定残	—	—	—	—	61,500
権利確定後 (株)					
当連結会計年度期首	187,402.4	154,509.6	123,618.5	44,091.5	—
権利確定	—	—	—	14,444.7	212,000
権利行使	39,708	32,297	25,372	12,605	—
失効	1.4	0.7	0.9	5,356.2	—
未行使残	147,693	122,211.9	98,245.6	40,575	212,000

② 単価情報

	第1回 ストック・ オプション	第2回 ストック・ オプション	第3回 ストック・ オプション	第4回 ストック・ オプション	第5回 ストック・ オプション	第6回 ストック・ オプション	第7回 ストック・ オプション	第8回 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	398	401	424	441	452	441
付与日における公正 な評価単価 (円)	647	454	368	367	326	486	548	691

	第9回 ストック・ オプション	第10回 ストック・ オプション	第11回 ストック・ オプション	第12回 ストック・ オプション	第13回 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	403.1	403.1	403.1	403.1	—
付与日における公正 な評価単価 (円)	294	394	463	877	375

(注) 第1回から第12回については、株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行がそれぞれ当初付与した日における公正な評価単価を記載しております。

(4) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第13回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	第13回ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	28.645%
予想残存期間	5年4か月
予想配当 (注) 2	13.00円/株
無リスク利率 (注) 3	▲0.331%

- (注) 1. 5年4か月間 (平成23年3月15日から平成28年7月15日まで) の株価実績に基づき算出しております。
 2. 過去1年間の配当実績であります。
 3. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(5) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,254,071	96,039	62,494	1,287,616	(注) 1, 2
合 計	1,254,071	96,039	62,494	1,287,616	
自己株式					
普通株式	49,489	22,974	62,495	9,968	(注) 3, 4
合 計	49,489	22,974	62,495	9,968	

- (注) 1. 発行済株式数の増加は、株式移転 95,686千株及び新株予約権の行使 352千株によるものであります。
 2. 発行済株式数の減少は、自己株式消却によるものであります。
 3. 自己株式数の増加は、自己株式取得のための市場買付 22,956千株及び買取請求 16千株等によるものであります。
 4. 自己株式数の減少は、自己株式消却 62,494千株等によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘 要
			当 連 結 会 計 年 度 期 首	当 連 結 会 計 年 度 増 加	当 連 結 会 計 年 度 減 少	当 連 結 会 計 年 度 末		
当社	ストック・ オプション としての新 株予約権		—	—	—	—	423	
合 計			—	—	—	—	423	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

当社は、平成 28 年 4 月 1 日に共同株式移転により設立された共同持株会社であるため、配当金の支払額は以下の当社の取締役会または完全子会社の取締役会もしくは臨時株主総会において決議された金額であります。

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	株式会社横浜銀行 普通株式	10,238百万円	8.5円	平成28年3月31日	平成28年5月26日
平成28年5月13日 臨時株主総会	株式会社東日本銀行 普通株式	707百万円	4.0円	平成28年3月31日	平成28年5月26日
平成28年11月11日 取締役会	株式会社コンコルデ ィア・フィナンシャ ルグループ 普通株式	9,643百万円	7.5円	平成28年9月30日	平成28年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	株式会社コン コルディア・ フィナンシャ ルグループ 普通株式	9,582百万円	利益剰余金	7.5円	平成29年3月31日	平成29年5月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業務を中心に、リース業務、金融商品取引業務、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。地域における中小企業、個人向け業務を当社グループの中核事業と位置づけ、景気変動等の悪影響を最小限にとどめ、地域から信頼される金融グループとして安定・継続して金融サービスを提供することを基本方針としております。このため、当社グループの中期経営計画やグループ経営方針など戦略目標に対応した金融商品に内包された各種リスクを継続的に識別、評価、モニタリング、コントロールすることにより経営の健全性の確保を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として中小企業・個人向け貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、売買目的、満期保有目的、その他有価証券で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は、主として個人預金であり、流動性預金、定期性預金で構成されておりますが、一定の環境の下で予期せぬ資金の流出などにより損失を被る流動性リスクに晒されております。

貸出金等の資産と預金等の負債には、金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

外貨建の金融資産・金融負債については、為替相場により価値が変動する為替リスクに晒されております。

デリバティブ取引については、お客さまに対する各種のリスク・ヘッジ手段の提供、及び当社グループの資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的に加え、当社グループの収益増強のために、金利スワップ取引等に取り組んでおります。デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。なお、ヘッジ目的で取り組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）等に準拠した「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ対象：貸出金、外貨建金銭債権債務
- ・ヘッジ手段：金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

また、一部の連結される子法人等では、リース債権、割賦債権を保有しております。当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では、信用リスクは「クレジットポリシー」を定め、与信ポートフォリオ管理の最適化に取り組んでおります。また、債務者及び個別与信案件の信用度を客観的に分類するための「内部格付制度」や「自己査定制度」を整備し、子会社の信用リスク管理状況や当社グループ全体の与信集中リスクをモニタリングするとともに、必要に応じて助言・指導を行っております。

② 市場リスクの管理

当社では、デリバティブなどの金融商品の高度化や多様化するお客さまのニーズに適切に対処し、グループ全体の収益力向上に資する市場取引の実施と、それに沿った市場リスク管理をおこなうことを基本方針としております。また、子会社が体力に応じた適正なリスクを取りそのリスク水準に見合うリターンを確保することを目的に、経営陣が子会社の抱える市場取引にかかわるリスクの特性について十分に認識・把握のうえ適切な意思決定をおこなえるよう取り組んでおります。

《管理態勢》

当社では、子会社のリスク管理部署からの報告を基に、各種リスクリミットの遵守状況と市場取引の運用状況や損益状況について、毎日、直接経営陣に報告し、毎月開催されるALM・リスク管理会議において、市場リスクの状況について報告しております。

また、銀行業を営む連結される子会社は、市場業務についてトレーディング業務とバンキング業務に区分して管理を行っております。トレーディング業務として、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的、又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引（特定取引）を行っております。トレーディング業務で取り扱うことができる商

品は、国債、国債先物取引、金利スワップ取引、金利先物取引などの商品であります。バンキング業務はトレーディング業務以外を指します。なお、銀行業を営む連結される子会社では、トレーディング業務について、特定取引の定義、時価算定の権限や方法などを規定した社内規程に従い、厳格な運用を行っております。

《市場リスクの計測》

当社グループでは、市場リスクの計測において、V a R（バリューアットリスク）、B P V（ベースポイントバリュー）のほか、業務の特性や運用方針に合った効果的・効率的な計測方法を組み合わせて活用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループでは、流動性リスク管理を当社グループ存続のために重要な経営課題のひとつとして最優先で取り組むものとし、健全な管理に努めております。また、銀行業務を営む連結される子会社では諸規程において、日常の流動性リスク管理の方法をきめ細かく規定するとともに、万が一の流動性リスク懸念時・危機時の適切な対応策を定めております。

《管理態勢》

リスク統括部は、子会社のリスク管理部署からの報告を基に、各種リスクリミットの遵守状況を、毎日、直接経営陣に報告しております。また、毎月開催されるALM・リスク管理会議において、流動性リスクの状況や資金繰りの状況について報告しております。

子会社の流動性リスク懸念時及び危機時においては、子会社からの報告に基づいて、危機管理委員会が、子会社に緊急時対策本部の設置を指示するなど、必要な対策を講じることになっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	3,207,127	3,207,127	—
(2) コールローン及び買入手形	251,239	251,239	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	198,366	207,543	9,177
その他有価証券	2,467,288	2,467,288	—
(4) 貸出金	11,978,083		
貸倒引当金（*1）	△51,257		
	11,926,825	11,988,275	61,450
資産計	18,050,847	18,121,475	70,627
(1) 預金	14,930,282	14,931,592	1,310
(2) 譲渡性預金	300,570	300,580	10
(3) コールマネー及び売渡手形	1,024,471	1,024,471	—
(4) 借入金	909,679	909,679	—
負債計	17,165,002	17,166,323	1,320
デリバティブ取引（*2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	10,885	10,885	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	2,627	2,627	—
デリバティブ取引計	13,512	13,512	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間等が短期間（1年以内）の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格等によっております。

私募債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行会社の信用状態が引受後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、主として、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積った信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて時価を算定しております。また、約定期間等が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、商品別、残存期間別にグルーピングした将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間等が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ、キャップ取引等）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約、通貨オプション）、債券関連取引（債券先物）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1) (*2)	9,046
② 組合出資金 (*3) (*4) (*5)	3,325
合 計	12,371

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 関連法人等の株式（101百万円）は含めておりません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*4) 当連結会計年度において、組合出資金について 24百万円減損処理を行っております。

(*5) 非連結の子会社及び子法人等、持分法非適用の関連法人等への出資金（1,985百万円）は含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	867円59銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	98円08銭

(企業結合等関係)

当社は平成28年4月1日に株式会社横浜銀行（以下「横浜銀行」という。）と株式会社東日本銀行（以下「東日本銀行」という。）の共同株式移転により設立されました。株式移転の会計処理では、横浜銀行を取得企業、東日本銀行を被取得企業とする企業結合に関する会計基準に定めるパーチェス法を適用しております。

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

東日本銀行 銀行業

(2) 企業結合を行った主な理由

近年、高齢化の進展や人口減少などにより地方経済の市場規模が今後縮小していくと見られるとともに、バブル経済崩壊後、法人部門が資金余剰となり間接金融への依存が低下している一方で地域金融機関の数が減少していないことから、地域金融機関の経営基盤に大きな構造変化が生じています。その結果、金利競争による利鞘の縮小や収益力の低下への対応が地域金融機関全体の重要な経営課題となっています。

このような環境変化を踏まえて、地域金融機関が、面的な広域ネットワークの共有と連携を進め、今後も一層の地域の持続的な発展に貢献していく必要があるとの判断のもと、経営戦略を共有できる他の地域金融機関にも開かれた、広域でかつ地域金融の中核を担う新しい金融グループを構築していくこととしました。

両行は、首都圏を共通の営業地盤とする一方、横浜銀行は神奈川県や東京西南部を中心に強いブランド力を背景に安定した資金調達力と質の高い金融サービスを効率的にかつ幅広く提供するところに強みを持ち、東日本銀行は中小企業向け融資の分野できめ細かな対面取引と提案力を重視した営業力に強みを持っております。

両行が有するこのような強みと特色及び、首都圏を共通の営業地盤としながらも、両行の営業エリア・顧客基盤・得意とする業務分野などに競合関係が少なく補完関係が多いことを踏まえると、お客さまへのサービス向上をはかることができ、また、経営統合による効率化及び成長のシナジー効果が見込めることにより企業価値を向上させることができることを確認し、平成27年9月8日、持株会社設立による経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

(3) 企業結合日

平成28年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式移転による共同持株会社の設立

(5) 結合後企業の名称

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ(以下「コンコルディア・フィナンシャルグループ」という。)

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

企業結合に関する会計基準上の取得決定要素にもとづいております。

2 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日

3 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合日に交付したコンコルディア・フィナンシャルグループの普通株式の時価	49,756百万円
企業結合日に交付したコンコルディア・フィナンシャルグループの新株予約権の時価	211百万円
取得原価	49,968百万円

4 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付株式数

(1) 株式の種類別の移転比率

- ① 横浜銀行の普通株式1株に対し、コンコルディア・フィナンシャルグループの普通株式1株
- ② 東日本銀行の普通株式1株に対し、コンコルディア・フィナンシャルグループの普通株式0.541株

(2) 算定方法

横浜銀行は大和証券株式会社に、東日本銀行はSMB C日興証券株式会社に、第三者算定機関として株式移転比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、株式移転比率について合意・決定いたしました。

(3) 交付株式数

普通株式 1,300,263,183株

5 主要な取得関連費用の内容及び金額

外部のアドバイザーに対する報酬等 180百万円

6 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額

60,346百万円

(2) 発生原因

取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

7 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額

資産合計	2,207,000百万円
うち貸出金	1,645,634百万円
うち有価証券	445,260百万円
うち貸倒引当金	△8,428百万円

(2) 負債の額

負債合計	2,096,421百万円
うち預金	1,851,196百万円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								新株予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額										
株式移転による増加	150,000	37,500	691,481	728,981				878,981		878,981
新株の発行	78	78		78				157		157
剰余金の配当					△ 9,643	△ 9,643		△ 9,643		△ 9,643
当期純利益					56,037	56,037		56,037		56,037
自己株式の取得							△ 12,506	△ 12,506		△ 12,506
自己株式の処分			△ 0	△ 0			0	0		0
自己株式の消却			△ 6,567	△ 6,567			6,567	-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									423	423
当期変動額合計	150,078	37,578	684,913	722,492	46,394	46,394	△ 5,939	913,026	423	913,449
当期末残高	150,078	37,578	684,913	722,492	46,394	46,394	△ 5,939	913,026	423	913,449

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち預金と同様の性格を有するものについては移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品：4年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費及び創立費は、支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5百万円
2. 社債は、劣後特約付社債であります。
3. 関係会社に対する金銭債権総額 42,495百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高

- (1) 営業取引 58,169百万円
- (2) 営業取引以外の取引 14百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	—	22,969	13,001	9,968

- (注) 1. 普通株式の増加22,969千株は、市場買付により取得したものと及び単元未満株式の買取請求に応じて取得したものであります。
2. 普通株式の減少13,001千株は、自己株式の消却及び単元未満株式の買増請求に応じて売却したものであります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産

賞与引当金	15百万円
未払事業税	14百万円
その他	<u>7百万円</u>
繰延税金資産小計	<u>38百万円</u>
繰延税金資産合計	38百万円

(関連当事者との取引)
 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	株式会社 横浜銀行	所有 直接100%	経営管理 役員の兼任	資金の貸付	20,000	関係会社 長期貸付金	20,000
				貸付金利息の 受取	2	未収収益	2

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 関係会社長期貸付金は、劣後特約付貸付金であり、利率は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額 714円61銭
 1株当たり当期純利益金額 43円39銭

(企業結合等関係)

連結計算書類の「連結注記表（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。